

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第13回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成19年9月19日（水）15：00～16：35

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，小西秀宣，田邊 誠（委員長），二國則昭，本田守弘（敬称略。五十音順）

（庶務）奈原広島高裁総務課長，吉川広島高裁総務課課長補佐

（説明者）大段広島高裁事務局長

4 議題

- (1) 再任委員及び新任委員の紹介
- (2) 地域委員長の選出，地域委員長代理の指名
- (3) 経過の報告等
- (4) 審議

以下の各候補者についての情報収集（情報受付の周知）の在り方について

ア 平成20年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者

イ 平成20年4月期の弁護士任官候補者

- (5) 今後の予定等

5 議事

- (1) 再任委員及び新任委員の紹介

田邊委員が再任されたこと，及び，退官された坂井委員の後任として広島地方検察庁の本田守弘検事正が委員に任命されたことの各報告がされた。

- (2) 地域委員長の選出，地域委員長代理の指名

互選の結果，田邊委員が委員長に選出された。その後，地域委員長代理について，田邊委員長から小西委員が指名された。

(3) 経過の報告等

ア 庶務（奈原広島高裁総務課長）から，前回5月10日（木）の第12回広島地域委員会以降の経過として，同委員会で取りまとめられた情報を5月17日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に送付したこと，並びに，6月29日（金）の第28回及び9月7日（金）の第29回の中央委員会の各審議結果について報告がされ，意見交換が行われた。

イ 庶務（奈原広島高裁総務課長）から，当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(4) 審議

ア 平成20年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者についての情報収集（情報受付の周知）

(ア) 中央委員会から情報収集を依頼された指名候補者（重点審議者）及び当地域委員会関係の指名候補者の所属庁（重点審議者については前任庁を含む。）ごとの名簿（期順，五十音順に記載し，所属部（支部）を付記する。）を作成し，10月19日（金）を受付期限と定めて，それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し名簿を提供して情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

(イ) 情報収集（情報受付の周知）の依頼文書については，弁護士会あてのものは，従前同様，「裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめること，特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないというのが下級裁判所裁判官指名諮問委員会の考え方である。したがって，会員からの情報提供は，各弁護

士から直接，当地域委員会あてに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。」と留意事項を付記し，他方， 検察庁あてのものについても，審議の結果，留意事項として「プライバシーへの配慮，情報としての適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，庁として所属の検察官からの情報を取りまとめることは相当でなく，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会あてに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。」と付記することとされた（この付記文言は後記イの で使用されているものと同じ）。その余の内容については，従前のものと同様とされた。

イ 平成20年4月期の弁護士任官候補者についての情報収集（情報受付の周知）

前回（平成19年10月期）と同様の依頼文書の内容で， 所属弁護士会に対応する検察庁及び裁判所， 担当事件の相手方代理人並びに 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている弁護士（従前同様，候補者本人への情報提供依頼に対する，候補者本人からの回答による。）に対し，それぞれ，10月19日（金）を受付期限と定めて情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

ウ その他

情報が提供された場合には，庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し，各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を取り，情報に関する調査の要否及び方法並びに情報の取りまとめについては，次回期日以降に審議のうえ取り決めることとされた。

(5) 今後の予定等

次回期日は10月29日（月）午後1時10分，次々回期日は11月5日（月）午後1時10分とされた。

（以上）